共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例

泉南市は、地域社会の一人一人が認知症を正しく理解することを目指し、「忘れてもだいじょうぶ　安心と　思いやりのまち　せんなん」を標語に掲げ、子どもから大人までのすべての人が思いやりの気持ちを持つことができるよう、啓発活動を中心に様々な認知症施策を続けてきました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、泉南市においても、より一層、共生社会の実現に向け、認知症施策を持続的かつ発展的に推進していかなければなりません。認知症の有無にかかわらず、全世代が希望を持って暮らし、さらに地域社会に「共に歩んでいく」という意識が根づくことを目指し、生きがいを持って誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び日常生活において子どもと関わる者（以下「子どもと関わる者」という。）の役割を明らかにすることにより、認知症施策の推進及び認知症に関する理解を図り、もって認知症の人（以下「本人」という。）及び家族等の思いが尊重され、生きがいを持って安心して自分らしく暮らせる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　認知症　アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

⑵　市民等　泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者をいう。

⑶　事業者　泉南市内で事業又は活動を行う者をいう。

⑷　家族等　本人の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。

⑸　学校等　幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校その他子どもと関わる機関及び団体をいう。

⑹　関係機関等　保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他認知症に関する支援活動を行う者をいう。

（基本理念）

第３条　認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

⑴　認知症の有無にかかわらず、地域社会の一人一人の思いを大切にし、生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるものであること。

⑵　本人及び家族等の声を尊重したものであること。

⑶　認知症に関する知識及び個々の本人についての理解を深めるものであること。

⑷　本人と共に、本人にとっての暮らしていく上での障壁を取り除いていくものであること。

（市の責務）

第４条　市は、次に掲げる事項を責務とする。

⑴　本人及び家族等の生活の実情並びに希望及び思いを把握し、継続的に事業の内容の検討を行うこと。

⑵　本人及び家族等並びに市民等と対話する機会を継続的に確保し、相談窓口の設置及び普及を行うこと。

⑶　本人の生活に関係する行政部署間で横断的に連携及び協働を推進すること。

⑷　学校等と連携し、子どもへの認知症に関する普及啓発を行うこと。

⑸　必要な認知症施策を総合的かつ計画的に実施し、持続的かつ発展的に推進すること。

（市民等の役割）

第５条　市民等は、次に掲げる事項を役割とする。

⑴　認知症に関する知識及び本人に関する理解を深めるよう努めること。

⑵　認知症を身近なこと及び自分ごととして捉えるよう努めること。

⑶　本人が孤立しない地域づくりに努めること。

⑷　行政や地域社会に向けて希望及び思いを伝える等で、地域社会の一員として、認知症になってからも安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりに参画するよう努めること。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、次に掲げる事項を役割とする。

⑴　自らが雇用する者が認知症に関する理解を深める機会を設け、本人にとって望ましい配慮ができるよう努めること。

⑵　本人を含む顧客及び市民等と対話する機会を設け、そこで得た声に基づいて、本人がその事業を利用する場合において障壁となるものを、可能な限り、取り除いていくよう努めること。

⑶　自らが雇用する者及びその家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、事業の遂行に支障のない範囲で雇用の継続に配慮するよう努めること。

⑷　前３号を行うに当たり必要な場合は、市及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携するよう努めること。

（保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割）

第７条　保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、次に掲げる事項を役割とする。

⑴　認知症に関する知識及び本人に対する適切な支援の方法の習得に努めること。

⑵　本人の判断能力の程度によらず、本人の意向及び本人の最善の利益を尊重した支援を行うこと。

⑶　市民等及び事業者から、認知症に関する相談があった場合は、可能な限り応じ、又は必要に応じて関係機関等と連携するよう努めること。

⑷　国、大阪府及び市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。

（子どもと関わる者の役割）

第８条　子どもと関わる者は、子どもの家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、子どもにとって必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。

２　子どもと関わる者のうち、市の認知症施策に関わる者と学校等は、子どもと高齢者の交流の機会及び認知症に関する理解を深める機会を設け、子ども、本人及び市民等が協働する機会の創出に努めるものとする。

（地域の連携及び協働）

第９条　市、市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び子どもと関わる者は、次に掲げる事項について、連携し協働するよう努めるものとする。

⑴　本人及び家族等にとって必要な支援を行うこと。

⑵　市民等の孤独及び孤立を防ぐために、認知症になってからも安心して外出できるよう必要な仕組みを地域に作ること。

⑶　認知症に関する知識及び本人に関する理解について繰り返し学び直すことができる機会を創出すること。

⑷　本人の意欲及び経験を尊重するとともに、本人が個性及び能力を発揮し、自らの経験を次世代に伝え、新たな人と人とのつながりを生み出す機会を確保すること。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。